

議案第十七号

国民年金印紙購入基金条例の制定について

次のとおり国民年金印紙購入基金条例を制定することについて、地方自治法（

昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を

求める。

昭和四十五年二月十二日

昭和四十五年三月拾貳日

原案可決

三朝町長

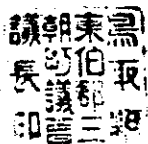
坂

出

雅

巳

三朝町議会議長牧田 禎



国民年金印紙購入基金条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(設置の目的)

第一条 国民年金印紙(以下「印紙」という。)の購入及び売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行なうため、国民年金印紙購入基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は百万円とする。

(印紙の購入計画)

第三条 町長は、本町の区域内に住所を有する国民年金の被保険者の印紙需要状況等を勘案し、適正な購入計画を立てなければならない。

(管理)

第四条 基金に属する場合は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(濫用益の処理)

第五条 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上するも

第六編 財務 (国民年金印紙購入基金条例)

のとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか基金の管理に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、~~昭和四十四年四月一日~~ **昭和四十五年四月一日**から施行する。

(国民年金印紙購入基金条例の廃止)

2 国民年金印紙購入基金条例(昭和四十年三月町条例第

八号 ~~第一〇二号~~ **第一〇三号**)は、廃止する。

~~この条例の施行期日は、町財政調整積立金として積み立てた積立金は、この条例の定めるところによりなしたものとみなす。~~

~~この条例の施行期日は、町基本財産として貯蓄した基本財産は、この基金に繰り入れらるものとす。~~